

## 農林水産物・食品輸出本部の運営について

農林水産物及び輸出の促進に関する法律施行令（令和 2 年政令第 73 号）第 2 条の規定に基づき、農林水産物・食品輸出本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり決定する。

### 1. 本部会合への出席要請について

本部は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

### 2. 議事の公開について

本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。

### 3. 配付資料の公開について

本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。

### 4. 今後の進め方について

- ・ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の基本方針については、概ね 5 年後を目途にこれを変更する。
- ・ 法第 14 条第 1 項の実行計画については、本部が各年度において少なくとも 1 回、これを変更する。
- ・ 農林水産物・食品輸出本部事務局（以下「事務局」という。）が実行計画を変更することができるものとし、概ね 4 か月ごとに本部又は事務局が変更する。
- ・ 本部及び事務局の会合は、上記のほか、必要に応じて開催する。